

旭川市消費者被害防止 ネットワークニュース No.4

●旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数は、平成25年度は2,809件、平成26年度は8月末時点で1,145件となっています。

相談内容で目立ったものとして、スマートフォンを利用したコンテンツサービスや出会い系サイトに関する相談、火災保険が使えると持ちかけられた住宅リフォーム契約に関する相談等が挙げられます。

また、遠隔操作によるプロバイダ勧誘トラブルや、未公開株や社債の購入を持ちかける劇場型勧誘に関する相談も依然として寄せられています。

身近な方で消費生活に関して困っている方がいましたら、旭川市消費生活センターに相談するようご案内ください。

相談件数

	平成25年度	平成26年度
4月	266	251
5月	278	222
6月	237	232
7月	219	240
8月	187	200
9月	234	
10月	242	
11月	226	
12月	189	
1月	257	
2月	234	
3月	240	
合計	2,809	1,145

販売方法別の相談件数

		平成25年度	平成26年度
訪問販売	家庭訪問	286	120
	SF商法	5	1
	アポイントメントセールス	1	2
	キャッチセールス	4	0
	上記以外	17	8
	訪問販売計	313	131
通信販売		715	335
連鎖販売(マルチ)		45	14
電話勧誘販売		239	95
ネガティブオプション(送りつけ商法)		51	4
訪問購入		14	8
その他無店舗		24	13
店舗販売		808	311
不明・無関係		600	234
(多重債務)		(66)	(29)
総件数		2,809	1,145

平成26年度は平成26年8月末現在の数値

※多重債務の()内の数字は内数です。

※訪問販売中「上記以外」とは、職場訪問販売、1日だけの展示会販売等です。



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

遠隔操作によるプロバイダ勧誘トラブルにご注意！！

遠隔操作によるプロバイダ勧誘に関する相談が依然として寄せられています。

<相談の概要>

大手通信業者の代理店を名乗り「大手通信業者のプロバイダーを使えば、プロバイダー料金が安くなる」との電話があった。安くなるのならと思い、よくわからないまま遠隔操作でプロバイダーの変更をした。後日、業者について調べると、良くない評判がある事がわかり、解約を申し出たら、解約金を請求された。

★アドバイス★

- ・自分のパソコンを勧誘業者に遠隔操作させて契約をしないようにしましょう。
- ・大手電話会社からの電話だと思い契約したが、そうではなかったというケースがあります。契約先を必ず確認しましょう。
- ・契約前に書面の交付を求め、契約の内容を十分に理解してから契約するようにしましょう。

ノーベル賞をかたる詐欺にご注意！！

ノーベル賞をかたる詐欺に関する相談が寄せられております。

今後も同様の事例が発生することが予想されますので、十分注意してください。

<相談の概要>

証券会社を名乗る者から、突然、「ノーベル化学賞受賞教授の研究所が当地に出来るので投資しませんか」という電話が来た。「市内の人限定で投資の資格がある」「名義を貸してほしい」などと勧誘されたが、聞いたことのない話なので投資詐欺だと思い断った。

★アドバイス★

- ・業者の説明を鵜呑みにせず、安易に儲け話に飛びつかないようにしましょう。
- ・宅配便やレターパックで現金を送ってはいけません。
- ・特に、高齢の方が勧誘を受けて被害に遭いそうになっていないか周囲で気を配ることが大切です。

消費者出前講座

旭川市内のサークル・企業・学校等へ講師が出向き、悪質商法の事例を紹介し、被害の未然防止策等を説明します。

※費用は無料です。講座会場は旭川市内にご用意ください。

** 申込方法 **

①まずは1か月前までにお電話ください。

開催希望日時、開催場所、参加者の人数、主催団体名、内容等に関するご要望を伺います。

②日程調整を行い、お受けできるかどうか折り返しご連絡いたします。

③「消費者出前講座申込書」を送付してください。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/shiminseikatsu/syouhi/syouseiseikatu.htm>

